

# 淀川水系アユモドキ生息域外保全検討委員会 設置要綱

アユモドキの保全にあたって、現存する生息地の保全が最優先で取り組まれるべき事項であり、生息域外保全は、開発等による野生個体群への悪影響を軽減するものではない。

しかし、生息地が極めて限定され、危機的状況にあり、開発計画の有無に関わらず生息域外保全が必須である。

このため、野生個体群が危機的状況を抜け出すまで、生息域外保全に係る取組に関して、科学的に検討する本委員会を設置する。

## (名称)

第1条 本会は、淀川水系アユモドキ生息域外保全検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 委員会は、淀川水系に生息するアユモドキ個体群の生息域外保全について、専門的立場から検討し、もってアユモドキの保存に資することを目的とする。

## (検討事項)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、生息域外保全実施機関に対して助言を行うものとする。

- (1) 生息域外保全実施計画に関すること。
- (2) 生息域外保全の実施方法に関すること。
- (3) その他アユモドキの保護を進める上で、生息域内保全及び普及教育との連携を図るために必要な事項に関すること。

## (構成)

第4条 委員会は、別紙の委員及び生息域外保全実施機関並びにオブザーバーにより構成する。委員会は、事業の進捗に応じ、委員及び機関等の追加、関係者の出席を事務局に要請することができる。

## (運営)

第5条 委員会には、座長を置くこととし、座長は委員の互選により決定する。  
2 座長は、委員会を代表し統括する。  
3 委員会は、座長が必要と認めたときに開催することとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、近畿地方環境事務所野生生物課に置く。

附則

この要綱は、平成25年11月6日から施行する。

別紙

1. 専門委員

氏名	所属等
阿部 司	株式会社ラーゴ 生物多様性研究室 室長/上席研究員
岩田 明久	京都大学大学院 アジア・アフリカ地域研究研究科 教授
上原 一彦	大阪府立環境農林水産総合研究所 水産研究部 内水面グループ長
松田 征也	滋賀県立琵琶湖博物館 総括学芸員 (公社) 日本動物園水族館協会 アユモドキ種別計画管理者
渡辺 勝敏	京都大学大学院 理学研究科 准教授

2. 生息域外保全実施機関

姫路市立水族館  
志摩マリンランド  
亀岡市文化資料館  
環境省近畿地方環境事務所

3. オブザーバー

亀岡市教育委員会  
亀岡市環境政策課  
京都府教育委員会  
京都府自然環境保全課